

平成25年第7回上里町議会定例会会議録第4号

平成25年12月13日(金曜日)

本日の会議に付した事件

日程第25 請願・陳情について

日程第26 議員の派遣について

日程第27 (意見書第13号)新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書(案)について

日程第28 (意見書第14号)容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書(案)について

日程第29 (意見書第15号)国の責任で介護サービスの水準維持の予算措置を求める意見書(案)について

日程第30 (意見書第16号)特定秘密保護法の撤廃を求める意見書(案)について

出席議員(13人)

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君
5番	納谷克俊君	6番	中島美晴君
7番	荒井肇君	8番	新井實君
9番	小暮敏美君	10番	沓澤幸子君
11番	高橋仁君	12番	伊藤裕君
13番	根岸晃君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者 なし

事務局職員出席者

事務局長 横尾邦雄 係長 戸矢信男

開 議

午前9時6分開会・開議

議長（高橋正行君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程第25 請願・陳情について

議長（高橋正行君） 日程第25、請願・陳情についての件を議題といたします。

総務経済常任委員会に付託をいたしました請願第9号 排水溝改修工事を求める請願、請願第10号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出を求める請願、請願第12号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める」意見書の提出を求める請願、以上の3件は、休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第41条第1項の規定により、委員長より審査経過及び審査結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長山下博一議員。

〔総務経済常任委員長 山下博一君発言〕

総務経済常任委員長（山下博一君） 皆さんおはようございます。

議長の許可をいただきましたので、請願、本委員会に付託されました請願・陳情、審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規則により報告いたします。

請願第9号 付託年月日、平成25年12月5日、排水溝改修工事を求める請願、審査結果として継続審査。請願第10号 平成25年12月5日、新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出を求める請願、採択。請願第12号 平成25年12月5日、「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める」意見書の提出を求める請願については、審査結果、採択ということであります。

請願第9号について、12月定例会で当委員会に付託となりました請願第9号 排水溝改修工事を求める請願についての審査経過及び結果を報告いたします。

まず、審査経過について、審査は12月11日午前9時半から常任委員会を開催し、委員全員と議長及び担当課であります、まち整備課長と担当補佐に御出席いただき、審査をいたしました。

審査では、今回当該の請願書提出と同時に、要望書が町長宛てに提出されていることが報告されました。このことについて、委員から現在の進行状況について質問があり、担当課長から請願場所の資料をもとに説明を受けました。

委員会としましては、この担当課長の説明から判断して、しばらく時間的な経過が必要との

意見や継続審査とすべきとの委員の発言もあり、最終的に意見集約した結果、委員全員が賛同して継続審査といたしました。

以上で請願第9号について審査経過と結果を報告いたします。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

議長（高橋正行君） 以上で、総務経済常任委員長による審査経過及び審査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ただいま総務経済常任委員長より説明を受けましたけれども、請願第9号につきましては、担当課長の説明を聞いた上で継続審査ということでもありますけれども、担当課長の説明のどういう部分が継続審査になったのかの説明がありませんでしたので、説明を求めたいというふうに思います。

また、請願第10号、12号につきましては採択ということでもありますし、その内容に異存はないわけなんですけれども、審査内容について説明が抜けておりましたので、説明を求めたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 総務経済常任委員長山下博一議員。

〔総務経済常任委員長 山下博一君発言〕

総務経済常任委員長（山下博一君） 2番山下博一でございます。

先ほど、沓澤議員から御質問のありました件についてお答えいたします。

まず、請願第9号についてでございますが、この請願のありました請願場所、三田中通り線ウニクス西側の道路でございます。これについて排水溝の排水管の部分で水が溢れるという状況がありまして、その状況について、雨水管、30センチメートルくらいの深さで道路上に雨水が溢れてしまうということで請願が出ております。これは、集中的に雨が降った場合に雨水のみ込めないという現状でありまして、その改善についての請願でございます。

これについては、雨水が、今、現状は下流側の窪川に流れているんですが、本来は元小山川へ流れる形が、基本的にはそういう方向で考えているんですが、排水管のところでは下流側に流れるところで、排水管の口径が、太さが狭いため、そこで雨水が詰まってしまうということで説明受けました。

この請願については、議会への請願と同時に、要望書が町、町長の側に提出されております。先ほども御報告しましたように。したがって、町の執行部側の返事をただすと、特に今の

ところ、どう対策をとるかというところまでいってなくて、現状を確認したい状況であるということを説明受けまして、時間的な経過が必要であるという判断で継続審査ということにいたしました。

それから、意見書についてまず、説明いたします。

新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書ということでございます。

新聞については、委員に対して、こういう新聞への軽減税率ということで配られました。あと、ヨーロッパの各標準税率をどうするかということで資料が配られまして、これについても各委員が慎重審議しました。

また、国のほうの軽減税率の適用についても進行している状況であります。したがって、導入を明記ということで、今いろいろ税制改正については複数、8%よりも10%以上であれば軽減税率を適用するということも必要であるということも意見の中で出されまして、これについて意見書の採択を受けたということでございます。

それから、請願第12号 容器包装リサイクル法を改正していくところであります。

これにつきましては、沓澤議員もかつてこのリサイクル、包装リサイクルについては意見をお持ちだと私は委員長として認識しておりましたが、このリデュース、リサイクル、リユースということを3Rというんですが、これについて、やはり企業側の包装容器を、企業側のごみの削減を考えていただくということが一つありまして、請願事項として3つあります。

容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。2、レジ袋使用料を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。3つ目、2Rの環境教育を強化し、リユースを普及するため、学校牛乳の瓶化が促進される等さまざまな環境を整備することということで、この請願事項について、委員から意見が出されまして、意見を集約した結果、採択という結果に至りました。

以上であります。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

10番沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ただいま説明をしていただきましたけれども、再度、請願第9号につきまして質問させていただきたいというふうに思います。

多くの雨が降った場合に道路に雨水が溢れてしまう。これは生活上、非常に重大な問題だというふうに思います。

それで、委員長の報告でありますと、下流の排水管が狭いという説明を受けているというこ

とで、それは改善しない限り、大雨が降ればそういうことが起こり得る状況にあるということであって、そこの地域に住む皆さん及びそこの道路を使用する住民にとっては重大な問題だというふうに思います。

今、担当課のところで、すぐに工事ができるとかそういうこととは別に、そのことに対して改善する必要があるかなしかということが、議会が請願を受けた場合に判断する基準ではないかなというふうに思っています。

町の準備とかを判断の材料の優先順位にするのではなくて、例えば過去の請願であっても、これは住民にとっては重大な問題なので、議会としては採択したけれども、地権者の了解が得られず、なかなか改善できないというものもありますけれども、議会の判断というのは、その請願に対して必要かどうか対策を講じる。これは道路の請願ですので、対策を講じる必要があるかないかということが基準になるのではないかなというふうに思いますけれども、その点についての委員会の意見はどうだったのでしょうか。お尋ねしたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 総務経済常任委員長山下博一議員。

〔総務経済常任委員長 山下博一君発言〕

総務経済常任委員長（山下博一君） 2番山下でございます。

この排水溝改修工事を求める請願につきましては、今回、要望書と、先ほど御説明しましたように請願書が同時に出されていまして、過去に要望書は出されていないということで、具体的にこの件について執行部側も、初めてこのことについて具体的な検討を始めたということで認識しております。

したがって、こういったことについては予算も絡めて、事の重大性は十分委員会としても認識しておりますが、この早期に結論するよりも、この委員会の次期定例会までの期間の中で慎重審議することを各委員から意見が出されましたので、こういった請願については、やはり結論を出すことについて慎重に委員会の中で審議していきたいということでもあります。

以上でございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

5番納谷議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 5番納谷です。

請願第9号について、今、同僚議員から質問がありまして、その委員長の答弁で、大体審査内容等理解したところであります。今回、雨水排水に関しては初めて出た要望だというお話かもしれませんが、この件に関しましては、都市計画道路三田中通り線ということで、以前にも、京塚の区長さん、また三軒の区長さん連名で請願だったのでしょうかね、議会に出されたこと

があったかと思えます。

また、本当にその当該地域のみならず、東小学校地域、特に県道から東側は、雨水流域の計画の関係で、本来であれば下流域であります元小山川に流さなければいけないところを、本庄市との境があたりする、また高崎線の下を抜くという大きな問題がある中で、勾配と逆のほうに、全て窪川のほうに持ってきているという難しい状況であり、広い地域で冠水をしてしまうという状況でございます。

そんな中なんです、ウニクスを整備、ウニクスさんが開発するときに、キャノン管とされている県道上里鬼石線に入っている太めの管なんです、それがウニクスのところまで延長されたりしております。

そういった状況を考えますと、例えばそちらの管に部分的に排水溝を設置をして、そちらの管に落とすだとか、いろいろな方法、適宜考えられると思うんですね。現在は三田中に入っている、いわゆるタシロ管と言いますかね、通称言われている管だと思うんです。こちらが、排水が狭くなって流れが悪くなっていく状況だと思うんですが、これ掃除してもいずれまたなるという状況の中で、新たにそういった別の手法等もあろうかと思うんですが、その辺についてそういったことは検討されたんでしょうか。

また、その上で、もしそれにかかっても予算が大変かかってしまうことだから、もっとほかにもいい案があるのではないかと、そういったことを議会で、総務委員会の中で検討していく中で次回まで持ち越しという考えでよろしいのか、ちょっと質問がわかりづらくなってしまったかもしれませんが、点としては、まち整備課の説明受けて、いろいろな各方面、いろいろな方面で雨水の冠水の解消方法を検討されたのかということと、そういったことを考えて、予算面で慎重に審議したほうがいいのかということと、確認です。2点。お願いします。

議長（高橋正行君） 総務経済常任委員長山下博一議員。

〔総務経済常任委員長 山下博一君発言〕

総務経済常任委員長（山下博一君） 2番、山下でございます。

この請願について、議員必携にもありますようにいろいろな請願が出されておまして、要望書と請願という形で同時並行的にこの審議をやることに、要望書は要望書で町の町長サイドで執行部側で進めている状況と、議会に請願書として12月5日に出された審議との時間的なずれがありまして、その中での対策等については、やはりもう少し慎重に図るべきだということでありまして、こういったことを踏まえた中で、具体的な対策等については今後、もう少し検討していく必要があるだろうということで、先ほど申し上げましたが時間的な経過が必要だということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

5番、納谷議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 5番、納谷です。

御説明でわかりました。なのですが、要望、請願という話になってきますと、議会が考えるのは、やはり地方自治法第124条に規定されている請願のところを考えるべきなのかな。また、そこで審議をし、もし採択という形になれば、同125条で議会側は執行状況だとかをきちんと説明を求めるといふ、そういったこともできるんです。

なので、技術的問題といえますか、法的解釈でいえば、議会は要望とは別に審議するべきであろうかと思いますが、逆に言うと手続的に町、執行部に対しての要望と議会に対しての請願ということに対してどういうふうを考えているんだという、ある意味、そういったことが委員長の答弁の中にあるかなと思うんですけれども、是非、地方自治法第124条に規定されている請願の部分についての、我々議会議員としてはそこで考えるべきだと思うので、是非、今回仮に継続審査になったとしても、次回3月にしっかり審議していただければと思いますが、その辺について地方自治法に定められている請願という考えについて、委員長がどのようにお考えか、もう一度答弁をお願いいたします。

議長（高橋正行君） 総務経済常任委員長山下博一議員。

〔総務経済常任委員長 山下博一君発言〕

総務経済常任委員長（山下博一君） 2番、山下博一でございます。

納谷議員から話ありましたように、いろいろな技術論のことは今後時間的経過の中でいろいろな切り口で取り組んでいくということで時間をいただきたい、委員会としてはもう少し慎重にするためには、いろいろな対策としていろいろなことが考えられますので、技術面、それからいろいろな執行部側のその後の進捗状況を踏まえた中で、最終的ないい結論を出せるような方向で進めたほうがいいかなということで、当委員会としては少し時間をいただいて、先ほどの繰り返しますが慎重な審議をして、いろいろな切り口で問題解決を図るということで取り組みますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより請願第9号 排水溝改修工事を求める請願の件を起立により採決いたします。

本請願は、総務経済常任委員会の決定のとおり、継続審査にすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

これより請願第10号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出を求める請願についての件を、起立により採決いたします。

本請願は、総務経済常任委員会の決定のとおり、採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本請願は採択とすることに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

これより請願第12号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める」意見書の提出を求める請願についての件を、起立により採決いたします。

本請願は、総務経済常任委員会の決定のとおり、採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本請願は採択とすることに決定いたしました。

なお、請願第9号 排水溝改修工事を求める請願についての件を会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、文教厚生常任委員会に付託をいたしました請願第11号 特別養護老人ホームの設置に関する請願の件は、休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第41条第1項の規定により、委員長より審査経過及び審査結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員長植原育雄議員。

〔文教厚生常任委員長 植原育雄君発言〕

文教厚生常任委員長（植原育雄君） おはようございます。

議席番号1番、文教厚生常任委員長の植原育雄でございます。

12月定例会におきまして当委員会に付託となりました請願第11号 特別養護老人ホームの設置に関する請願についての審査経過並びに結果を御報告いたします。

審査は、12月10日午後2時から常任委員会を開催し、委員全員に出席をいただき審査を行いました。特別養護老人ホームの内容や現状等について説明をしていただくために、高齢者いきいき課長に出席をいただきました。

特別養護老人ホームは、現在町内に3施設240床整備されておりますが、介護が施設サービス志向に傾いており、施設入所申込書が増大し、待機者が増加しているのが現状です。待機者解消のためには、ベッド数の確保や介護の在宅志向に向けた働きかけが必要であります。

平成25年12月2日付の埼玉県ホームページによりますと、待機者数は236人であり、また平成25年5月31日付の埼玉県の特別養護老人ホームの入所希望者に係る調査では、上里町民の待機者は36人であります。平成25年9月現在、上里町民の利用者は特別養護老人ホーム町内3施設で94人、上里町以外の埼玉県内の施設に10人、埼玉県外の施設には5人の合計109人が特別養護老人ホームに入所している状況です。

現在の特別養護老人ホームの入所要件は、要介護1から要介護5の要介護認定の方で寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所しております。

平成27年度の介護保険制度の改正案によりますと、制度改正後に入所できるのは、原則として、手厚い介護が必要で在宅での生活が困難な要介護3以上の高齢者からとする。特別養護老人ホームの中重度の要介護者を支える施設としての機能の重点化が検討されております。

高齢者増加のピークが平成37年と予想されておりますので、今後、待機者は増加傾向にあります。

特別養護老人ホームが新たに設置されますとベッド数も増えることとなり、待機者の減少につながるなど議論されました。

審査の結果、当委員会では本請願を全員一致で採択するべきと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会に付託されました請願審査の経過並びに結果の報告といたします。

議長（高橋正行君） 以上で文教厚生常任委員長による審査経過及び審査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより請願第11号 特別養護老人ホームの設置に関する請願の件を起立により採決いたします。

本請願は、文教厚生常任委員会の決定のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本請願は採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前9時37分休憩

午前9時43分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加について

議長（高橋正行君） お諮りいたします。

ただいま山下博一議員ほか5名から、意見書第13号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書（案）、続いて山下博一議員ほか5名から、意見書第14号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書（案）、次に、沓澤幸子議員ほか2名から、意見書第15号 国の責任で介護サービスの水準維持の予算措置を求める意見書（案）、続いて沓澤幸子議員ほか2名から、意見書第16号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書（案）、以上の4件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書第13号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書（案）、意見書第14号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書（案）、意見書第15号 国の責任で介護サービスの水準維持の予算措置を求める意見書（案）、意見書第16号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書（案）、以上の4件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

日程第26 議員の派遣について

議長（高橋正行君） 日程第26、議員の派遣についての件を議題とします。

お諮りいたします。

来る平成26年2月4日開催の児玉郡町議会議長会主催の児玉郡町議会議員後期研修会に上里町議員を派遣したいので、地方自治法第100条第13項及び上里町議会会議規則第122条の規定により、議会の議決を求めます。

本件は、別紙のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第27 意見書第13号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書（案）について

議長（高橋正行君） 日程第27、意見書第13号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

2番、山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 2番、山下博一でございます。

意見書第13号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の案について御説明いたします。

上記の意見書（案）を次のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成25年12月13日。提出者、山下博一でございます。

先ほど総務経済常任委員会にも請願として出された内容でございます。お手元にあります新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書（案）について御説明いたします。

新聞を含む文字文化は、米・水などとともに日本の国を形作ってきた基礎的財と考えます。

さらに新聞は、その戸別配達網によって内外の多様な情報を全国くまなく、日々ほぼ同じ時刻に届け、国民の知る権利と議会制民主主義を下支えするとともに、文字文化の中軸の役割を果たしています。

国土も狭く資源も少ないわが国が世界有数の先進国となったのは、国民の伝統的な勤勉性ととも、新聞の普及と識字率の高さが、学力・技術力を支える役割を長く果たしてきたことは、広く認めるところであります。

ヨーロッパ諸国を見ても、大半の先進国が新聞への軽減税率措置をとっており、「新聞の軽減税率は常識」とされています。

現在、深刻な活字離れが進む中で、書籍とともに新聞も購読率の低下傾向にあり、新聞を全く知らないで育つ子どもが増えるなど、次の世代の知的水準へ大きな影響を及ぼすものと深く憂慮されています。これに加え、今回の消費税率引き上げによって、新聞離れが更に加速する恐れがあると危惧いたします。

以上のことから、消費税率が8%、10%いずれの段階でも新聞への軽減税率を導入されることは、極めて大切な施策と考え、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

平成25年12月13日。埼玉県児玉郡上里町議会。

以上でございます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番、納谷議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 5番、納谷です。

これは、この意見書は請願を採択されたということで出されるということで、非常にありがたいなと思っております。

また、同様の意見書は、昨日、北本市議会、また皆野町議会だったですかね、でも出されたと思うんですが、この意見書の提出先はどちらになるのかなと思ひまして、質問させていただきたいと思ひます。お願いいたします。

議長（高橋正行君） 2番、山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 納谷議員の質問にお答えいたします。

上里町議会議長から付託されまして、請願者は埼玉県新聞販売組合でございます。意見書の

提出先、上里町議会議長宛てです。

議長（高橋正行君） 暫時休憩いたします。

午前9時47分休憩

午前9時50分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 2番、山下博一でございます。

先ほどの納谷議員からの質問に対して回答いたします。

この意見書の中には国への意見書を提出ということではありますが、提出先は内閣総理大臣、安倍晋三様宛てでございます。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第13号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 意見書第14号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書（案）について

議長（高橋正行君） 日程第28、意見書第14号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

2番、山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 先ほど議長から許可をいただきましたので、意見書第14号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書（案）でございます。

上記の意見書（案）を、次のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年12月13日。提出者、山下博一でございます。

お手元の資料にありますように、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書（案）でございます。

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が未だに使われているのが社会の実態です。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方について不公平感が高まっています。

今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっています。

よって、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し、以下のとおり、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求めます。

記として3点あります。

1、容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。

2、レジ袋使用量を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。

3、2Rの環境教育を強化し、リユースを普及するため、学校牛乳の瓶化が促進されるように、様々な環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成25年12月13日。埼玉県児玉郡上里町議会。

以上でございます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第14号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 意見書第15号 国の責任で介護サービスの水準維持の予算措置を求める意見書（案）について

議長（高橋正行君） 日程第29、意見書第15号 国の責任で介護サービスの水準維持の予算措置を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 議席番号10番、沓澤幸子です。

意見書第15号 国の責任で介護サービスの水準維持の予算措置を求める意見書（案）について、提案理由の説明をさせていただきます。

2000年に開始された介護保険制度は、介護を必要とする高齢者とその家族にとって重要な制度として定着しつつあります。2013年5月時点の要支援を含む要介護認定者数は全国で566万人であり、今後ますます増加する見通しです。

そのため、介護保険制度を含む社会保障制度を持続可能な制度にしていくことが、重大な課題となっています。しかし、現在進行している介護保険の改定内容は、介護の給付の抑制と利

用者負担増の方向です。特に150万人が認定を受けている要支援者向けの介護保険サービスの廃止は、市町村に受け皿がないなどの声に押され、訪問介護やリハビリなどは介護保険サービスとして継続する方向になってきておりますが、訪問介護と通所介護は介護保険制度の給付対象から外して、自治体の事業に移管するとされています。

要支援事業が自治体に移行された場合、自治体の財政力によってサービス内容に格差が生じ、自治体の財政上、事務上の負担も大変大きくなります。また、要支援のサービスを抑制することで重度化を早めることにもつながるおそれがあります。

高齢者の実態の現状は、高齢者が高齢者を介護する老老介護、要介護や要支援者のひとり暮らしが増加しています。そうしたことから、必要になったときに安心して利用できる介護制度であることが、多くの町民の切望でもあります。

そこで、介護保険制度が、本来の目的である介護者の尊厳を守り、家族の負担を軽減できる制度となるよう、国に対し現状の介護サービスの給付水準を維持できるよう予算措置を求める意見書となっております。

慎重審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第15号 国の責任で介護サービスの水準維持の予算措置を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30 意見書第16号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書（案）について

議長（高橋正行君） 日程第30、意見書第16号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 議席番号10番、沓澤幸子です。

意見書第16号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書（案）について提案理由の説明をさせていただきます。

政府は、秘密保護法成立反対や慎重審議を求める国民多数の声に耳をかさず、法案提出からわずか1カ月余りで強行採決をしてきました。しかも、参議院においては審議を打ち切って強行採決するなど、議会制民主主義の破壊であり、認められません。

政府は、特定秘密の範囲は限定されていると説明していますが、秘密指定の範囲は我が国の安全保障にとって著しく支障を与えるおそれがあるという曖昧なものであるため、恣意的判断で秘密の範囲が限りなく広がるおそれがあります。

こうしたことから、秘密保護法成立後も、党派を超えた幅広い国民が強行採決に反対し、法の撤廃を求めているのは、御承知のとおりだと思います。

特定秘密保護法は政府の判断によって、どんな情報も恣意的に特定秘密と指定されれば、120年以上にわたって明らかにされないことなど、事実上、永久的に国民に隠し続けられることとなります。何が秘密かも秘密とされ、国民の知る権利が奪われるばかりか、秘密と知らずに秘密に近づけば、一般国民や報道機関までもが厳しく処罰されるおそれがあります。国会の国政調査権、議員の質問権も侵されます。第三者機関をつくったとしても、政府の内部につくるものであり、法律の危険性は変わりはありません。

こうしたことから、特定秘密保護法を直ちに撤廃するよう求める意見書となっております。

慎重審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番、納谷議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 先ほど提案理由の説明の中で、特定秘密の指定最大120年以上も秘密が守られるという話だったと思うんですけども、私が理解しているところでは、原則30年な

のかなと、延長する中でも60年ということで、特定秘密、軍事外交上非常に重要な秘密であっても、後々の公開についてはしっかり私はちゃんと法には書かれているのかなとっておりますし、多くの国民が反対のような、反対といいますか、反対しているようなという表現もあるんですけども、この辺のマスコミの報道というのも、どうもある意味、偏向的な部分も感じられるような気もしております。

その中で、私は特定秘密保護法については、国益、国民の安全等守る上で必要だという意見を持っております。ただ、今のままで全て充足されているのかというと、やや心配なところもあるんですが、それをもって直ちに撤廃すべきものというのはどうなのかなという感じがしておるところでございます。

その中で、国会でも45時間ですかね。時間を割いて審議されていると思うんですけども、その審議時間であったり、特定秘密原則30年ということで、私は沓澤議員からの提案理由の中で少し違った意見を持って、議論はそれなりにやはりされていると、また秘密についても永久に葬り去るということはないという考えなんですけれども、その点について、もう一度、もう一度といいますか、議員の提案理由の説明の中にあつたものと、私の認識の違いというのが生じているんですが、120年以上、また十分審議されていないというところについて、もう少し詳しく御説明いただければありがたいなと思うんですけども、よろしく申し上げます。

議長（高橋正行君） 10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

当初、秘密の期間でありますけれども、30年という形で提案がされていたと思います。しかしながら、修正合意によって秘密の指定期間は60年に延長されました。それと同時に、特定秘密、秘密、さらに特定秘密に指定された場合、120年以上にわたって明らかにされないことも質疑の答弁の中で明らかになっております。120年となると、永久的という私が表現したことになるわけです。

時間が十分に議論されているのではないかという考え方は、受け止め方の違いもあるかと思っておりますけれども、例えば政府は、福島県において公聴会を開きました。7名の方を招いて意見を聞いたわけです。その中には自民党の推薦する方々からの意見も聴取しているわけでありまして、7名の方全員が、反対もしくは慎重に審議すべきだという意見でありました。そうしたことを開いた翌日に国会で採決をする。まだ十分な審議がされないというふうに、私はそういうことから解釈をしております。

また、参議院の委員会審査においては、報道機関も報道ができない、いわゆる突然審議を打ち切って、ばたばたと、それはテレビなどでも報道されているとおりでありまして、やはり議

会のあり方からして、今回の決め方は非常に問題があったのではないかなというふうに思っています。非常に曖昧、いわゆる、よくこういうことに精通している議員、議員という仕事をされている納谷議員であっても、その範囲は30年と解釈したという、原則30年と解釈していた。いわゆる議論する中でどんどん幅が、振り幅が変わっていく。ですから、時の政府の判断によって非常に曖昧に振れていくという、そこが、弁護士さんを含む有識者の方々からも不安の声となっている部分ではないかなというふうに、私は思っております。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

2番、山下議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 2番、山下でございます。

今回の意見書の内容が特定秘密保護法の撤廃ということで出されております。私、自分の経験というか、民間会社に勤めて海外とのいろいろな仕事のやりとりの中で、政府のやっている外交問題についても、やはりある程度のスパイ活動をされているようなことも見聞きしたり、自分でも海外の仕事の中で、秘密というものを日本は比較的緩いなという感じがいたしまして、この秘密保護法の審議については、やはりもう少し時間をかけてやる必要があるかと思いますが、この秘密保護法の撤廃まではちょっといかないで、秘密保護法の、確かにいろいろな解釈の仕方で範囲が拡大されるおそれも確かにあるんですが、この秘密保護法撤廃というのは、私としては必要性を認識しておりますので、いろいろな外交のグローバルな仕事の中で、日本の国益を守るという観点からすると、必要性を私としては認識しておりますので、この辺について御意見いただきたいと思っております。

議長（高橋正行君） 10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 秘密保護法の、今回制定された内容が非常に曖昧で、審議の中でも大臣の答弁も右往左往する。また11日の新聞報道でも、自民党の石破幹事長が、秘密保護法で指定された秘密を報道機関が報じることについて何らかの方向で抑制される、処罰についても、入手は罰せられないが発表は罰せられると記者会見で述べたんです。その後、数時間たってからそれを訂正して、報道した当事者は処罰の対象にはならないと、漏えいした公務員は罰せられると、そういうふうに発言を訂正しているんです。こういう重大な法案を提出している自民党の幹事長ですらも、この解釈が右往左往する。

そういう中で本当に秘密保護法が必要であるならば、納得、きちっと文章上で納得できる法案の審査をするべきであって、今回の曖昧さが余りにも多い、こういう法案は一度撤廃をしていただいて、きちっと議論をしていただくのが筋ではないかなというふうに思っております。

答弁になったでしょうか。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第16号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査について

議長（高橋正行君） 次に、議会運営委員長より、次期定例会の会期・日程について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会

議長（高橋正行君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成25年第7回上里町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時22分